

意見書案第 10 号

地方財政の充実・強化を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年10月11日

福岡市議会

議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員

鬼塚昌宏

淀川幸二郎

はしだ和義

田中たかし

堤田寛

勝山信吾

森あやこ

成瀬穂美

津田信太郎

尾花康広

倉元達朗

近藤里美

地方財政の充実・強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延による地域経済への影響により、地方財政は来年度においても引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、地域経済再生、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療・介護、子育てを始めとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費の増加など、課題は山積しています。これらの多様化し複雑化した行政需要に対応するため、地方財政の充実・強化が求められており、令和5年度の政府予算と地方財政計画の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の充実・強化を目指すことが必要です。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項を実現されるよう強く要請します。

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、土地に係る固定資産税に関する商業地等の負担調整措置については今年度限りとするとともに、令和5年度以降は負担の均衡化に向けた既定の措置を確実に行うこと。
- 3 地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
- 4 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 宛て

議長 名